

社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会  
傍 聴 規 程

平成30年3月27日  
蓮社協規程第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開催する会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の種類)

第2条 法人が開催する会議において、傍聴することができる会議は次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 総務委員会
- (3) 地域福祉委員会

(傍聴の受付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 議長は必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと
- (5) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと

(傍聴人の退場)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

- (1) 会議を非公開としたとき
  - (2) 傍聴者が前条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、議長が必要であると認めたとき
- (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。